

別表（対象外業種）

令和5年7月改定「日本標準産業分類」における、下記産業分類に該当する業種を補助対象外とする。

大分類		中分類		小分類			
A	農業、林業		全業種				
B	漁業		全業種				
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業		
J	金融業、保険業		全業種				
L	学術研究, 専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種		
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）	720	管理、補助的経済活動を行う事業所		
				721	法律事務所、特許事務所		
				722	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所		
				723	行政書士事務所		
				724	公認会計士事務所、税理士事務所		
				725	社会保険労務士事務所		
				727	著述・芸術家業		
				728	経営コンサルタント、純粋持ち株式会社		
729	その他の専門サービス業						
O	教育, 学習支援業	81	学校教育		全業種		
		82	その他の教育, 学習支援業	820	管理, 補助的経済活動を行う事業所		
				821	社会教育		
				822	職業・教育支援施設		
				829	他に分類されない教育, 学習支援業		
P	医療, 福祉	83	医療業	830	管理, 補助的経済活動を行う事業所		
				831	病院		
				832	一般診療所		
				833	歯科診療所		
		834	助産・看護業				
		84	保健衛生		全業種		
		85	社会保険・社会福祉・介護事業業		全業種（保険適用事業、給付金対象事業に限る）		
		R	サービス業（他に分類されないもの）	93	政治・経済・文化団体		全業種
				94	宗教		全業種
95	その他のサービス業				全業種		
96	外国公務				全業種		
S	公務		全業種				
T	分類不能の産業		全業種				